



RIETI Policy Discussion Paper Series 22-P-006

デジタル貿易推進と東アジアの対応について —WTO・FTAを中心とした多柱的アプローチの必要性

中富 道隆
経済産業研究所



Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAA

独立行政法人経済産業研究所

<https://www.rieti.go.jp/jp/>

デジタル貿易推進と東アジアの対応について —WTO・FTA を中心とした多柱的アプローチの必要性¹

中富道隆（経済産業研究所）

要 旨

WTO の立法・司法機能が危機に瀕し、米国・中国を中心とした保護主義的動きが強まる状況下で、WTO のみに依拠する通商レジームは機能しておらず、WTO 改革は待ったなしの課題である。

他方で、TPP11、日 EUFTA、日米貿易協定、RCEP 等が合意され FTA ネットワークは大きな展開を見せており、FTA が通商ルール作りの主なツールとなりつつあると言って過言ではない。

このような状況下で、通商を巡るグローバルガバナンスを如何に構成するか議論する重要性は一層増大しており、WTO・FTA・イシュー別の複数国間合意・規制協力・国際標準等を駆使した多柱的なアプローチを活用して対応することが求められている。

本稿では、政策的な重要性と緊急性が高く、多分野における並行的な検討を必要とし、また技術発展とルールとの乖離が著しい「デジタル貿易」に焦点を絞って、WTO・FTA 等におけるルール形成の現状と問題点、今後の議論のあるべき方向性を分析するとともに、東アジアの対応を中心に、多柱的な戦略的対応の必要性（WTO・FTA を中心とした多柱的アプローチの必要性）を示す。

キーワード：WTO、FTA、複数国間合意、国際標準、デジタル貿易

JEL classification: F13

RIETI ポリシー・ディスカッション・ペーパーは、RIETI の研究に関連して作成され、政策をめぐる議論にタイムリーに貢献することを目的としています。論文に述べられている見解は執筆者個人の責任で発表するものであり、所属する組織及び（独）経済産業研究所としての見解を示すものではありません。

¹本稿は、独立行政法人経済産業研究所（RIETI）におけるプロジェクト「グローバリゼーションと日本経済：企業の対応と世界貿易ガバナンス」の成果の一部である。また、本稿の原案に対して浦田秀次郎教授および同研究会の皆様から多くの有益なコメントを頂いた。ここに記して感謝の意を表したい。

I 背景と全体像

1 デジタル経済による変化

データ処理能力と転送速度の爆発的増大は技術的限界を破壊し、デジタルツイン(クローン)と IoT とを基礎とするサイバーフィジカルシステム(CPS)によって性格づけられる第4次産業革命が現実のものとなろうとしている。

バリューチェーンの全ての経済活動が、部品の調達、製品の生産から関連するサービス提供に至るまで全てのステージでデータの蓄積、分析、利用に紐付けられる経済が誕生しようとしている。

デジタル化は、生産の在り方を変えるのみならず、社会・経済のあらゆる側面に急速な変化をもたらしている。

製造活動に目を向けると、デジタル化により、製造業におけるサービス化(servicification, servitization)が急速である。製造業も、工作機械や建設機械の例のように、一度限りの製品提供から関連産業と連携しつつ、継続的なサービス提供へと変質を始めている。

また、レコードや CD による音楽提供がインターネットによる音楽配信に転換しているように、製造・モノ作りとサービス提供との区分も、最早明確ではなくなりつつある。

これにともない、国内・国際双方においてサービス活動のシェアが増大している。

また、2020 年からの COVID19 は、生産・消費の各側面において、デジタル化の流れを加速化している。

他方でデジタル化は、GAFA による事業独占や個人のプライバシー保護の問題等の新たな処理すべき課題を生んでいる。

最近では、データ圏構想(特に欧州における GAIA-X)におけるデータの「囲い込み」の動き)のような新たな課題も発生している。

自由なデータ流通が企業活動の地平を広げ、様々な技術的制約解決のカギとなると同時に、デジタル化が生む新たな問題解決への真剣なアプローチが様々な分野で必要となっている。デジタル規律における様々な保護主義的動き(デジタル保護主義)を防ぐと同様に、国際連携によりデジタル化が生んでいる課題への迅速な対応が必要である。

しかしながら、WTO を中心とした通商ルールは、デジタル経済の実態に対応出来ておらず、デジタル貿易の規律全般について検討して行くことが急務である。

本稿では、デジタル化による生産活動、経済社会、通商の変化に通商ルールがどのように対応しているかその現実を把握し、課題を明らかにするとともに、今後我々が何をなすべきかを概観していきたい。

2 デジタル化のメリットと危険性

デジタル化は、生産性の向上、生産コストの低減、行政サービスの向上、GVC の変化への有機的な対応等の多面的なメリットをもたらし、地域発展のカギとなる有力なツールである。

デジタル化の適切な活用はすべての国の包摂的な発展を可能とする win win シナリオの基礎となり得るが、他方で富める国と窮乏化する国の分極化、国民の間のデジタル divide を生む危険性も指摘されている。¹

デジタル化が可能とするデジタル貿易について見れば、相互に矛盾する繋がらないレジームの併存、プラットフォーマーの台頭と市場支配、安全保障等政策目的を口実としたデジタル保護主義の現出、プライバシー等個人の権利の制限等の問題が現実の脅威として生じてきている。

特定の国、特に小国が急速なデジタル化を受け入れる、入れないという選択の自由は現実には極めて限られており、対応できない国は置いて行かれるだけ(デジタル化のメリットを享受できない、またはプラットフォーマーの定めたルールに服する)というのが現実であり、対応は待ったなしの課題となる。

他方でデジタル化は、技術進歩と社会的・公益的価値(プライバシー、ナショナルセキュリティ等)の相克という深刻な問題を生んでいる。

自由なデータ越境移動は、デジタル化のメリット最大化のための必要条件であり、基本原則として位置づけられるべきであるが、その制約についての議論は避けて通れない。この意味で日本が提唱している DFFT(Data Free Flow with Trust)は、自由なデータ越境移動を基礎としつつも、社会的公益的価値とのバランスを取り、異質なプレーヤーの trust を構築していく作業として重要である²。

3 アジアとデジタル経済

アジアにおけるバリューチェーンの連結性(connectivity)との関連でデジタル化を見てみよう³。

3-1 第2・第3の unbundling と GVC

1870 年頃から輸送費用の低減が生産と消費との unbundling をもたらした(第 1 の

¹ Kelsey (2017) 参照

² WEF (2019, 2020)

³ 本研究は ERIA のデジタル貿易分析プロジェクトと連携して進めている。

unbundling)。1980年代からの通信コストの低下と信頼性向上は、生産工程の第2の unbundling を生んだ。第2の unbundling は、工場とオフィスの分離だけでなく、タスクの分離ももたらした。モノ、人、そして思考の unbundling が実現されつつある。第2の unbundling によりアジアにおいては、国際分業が急速に進展し、生産工程の多国籍化・適地生産が進んだ⁴。

更に、その後のデジタル化の進展は、テレプレゼンスや virtual な immigration を可能とし、対面コストの削減による第3の生産工程の unbundling が現実化しようとしている。これにより、GVC の形も更に柔軟性を増し自由度が高まることが予想される。

アジアはデジタル化により、GVC の中に深く取り込まれており、COVID19 はデジタル化を益々加速化させている。

3-2 ASEAN コネクティビティーとデジタル経済

物理的・制度的・人的コネクティビティーが ASEAN 経済の連結性の基礎である⁵。

既に、その中で、デジタル連結性は、ASEAN コネクティビティーの重要要素との認識が確立しているが、これを如何に現実化するかがカギとなる。

その意味で、ASEAN 電子商取引合意(2018 合意。2021 発効)は ASEAN として遵守すべきデジタル貿易規律を明確化した画期的合意である。ASEAN がその中で ASEAN のサービス約束(ATISA: Agreement in Trade in Services)発展の必要性を強調していることは、デジタルサービスの様々な制約からの解放がデジタル経済の発展にとり重要なことを考慮すると正鵠を得た指摘である。

今後、ビジネスと政府との対話深化により ASEAN 電子商取引合意と ATISA の実効性ある発展が望まれる⁶。

また、ASEAN を含むアジア諸国が CPTPP、RCEP 等の FTA のデジタル合意によりカバーされ始めており、今後地域全体のデジタル貿易ルール樹立に向けて検討が進んでいくこと、特にこれら FTA の質的、面的な深化が実現していくことがアジア経済全体の連携と発展に当たり重要と考えられる。

3-3 地域発展のカギとなるデジタル化と自由なデータ越境移動

既にみてきたように、デジタル化は

⁴ Baldwin, Kimura

⁵ ASEAN (2010, 2015, 2016)

⁶ RCEP におけるデジタル規律が不十分であることは残念であるが、他方で ASEAN 電子商取引合意が包括的内容を持って合意されたことは注目に値する。後述参照。

- ① 生産性向上、生産コスト低減の推進力
- ② サービス化のけん引力(既存サービスの発展や新たなサービスの実現)
- ③ 製造業のサービス化(モノの供給から製造関連サービスの提供へ)の推進力
- ④ 行政サービスの効率化
- ⑤ 中小企業・個人の能力向上

等アジア経済の発展に欠くことのできない要素であるが、自由なデータ越境移動は、デジタル経済の要となる。これなしに、IoT、第 4 次産業革命は成り立たない。既に CPTPP 等の先進的 FTA において確認された原則であるが、自由なデータ越境移動を議論の出発点とすることが必要である⁷。

他方で公益目的でのデータ越境移動の制限は後を絶たない。デジタル保護主義は現実の脅威であり、データ流通の自由と公益目的の規制とのバランスを如何に実現するかが重要な課題である。

3-4 変質を迫られる経済・通商ルール

あらゆる経済活動がデータで繋がる時代が始まろうとしている。

デジタル貿易を、デジタル技術が未熟な時代に作られた既存のモノ・サービス貿易の WTO ルール(1993 年製)のみで規律することは最早不可能であるが、デジタル貿易のルール作りはまだ始まったばかりである。その構築には、既存のデジタル経済以前に構築された WTO ルールをデジタル時代に読み替える作業(いくつかのパネルの先例がある⁸)と同時に、WTO ルールを包括的に書き換える作業が不可欠である。

しかしながら、デジタル貿易のルール作りの現状を見ると、WTO ルール(1 階部分)の深掘りはほぼ手つかずで、いわば、築 30 年の建物の 1 階はそのままにして、2 階部分を新たに継ぎ足そうとする作業が行われている。

既存ルール(1 階部分)も含めて、包括的総合的なルールの書換えが必要であり、デジタル貿易を規律する国際的なルール形成に向けての議論の加速が不可欠である⁹。WTO の「ツール」もデジタル時代に対応して見直し(例 サービス分類(W/120)の見直しやサービス約束の見直し(デジタル経済を前提とした新しいサービス分類による MA、NT についての追加約束)等)が必要である。

この作業は、WTO において、サービス分類の見直しや追加約束交渉が 20 年以上停滞していることから考えても非常に難度が高い作業ではあるが、WTO ルール(1 階部

⁷ T20 Policy Brief 参照。最近の FTA における本原則の扱いは参考 4 参照。

⁸ インターネット賭博ケース(DS285)、中国電子支払いサービスケース(DS413)等

⁹ Nakatomi (2019) (注 ERIA での研究成果)

分)の進展なしに新たな 2 階部分を継ぎ足しても(それ自体重要な作業ではあるが)、抽象度の高い合意に留まり、デジタル時代に必要とされる貿易ルールとしては極めて不十分なものとなろう。

また、デジタル化が猛烈な速度で進展しそれが惹起する問題が深刻化する中で、与えられた時間は限られており、WTO における検討のみならず、2 国間・複数国間における検討等あらゆる努力が並行的に不可欠である。とりわけ、最近の FTA の展開により、抽象的規律が多いとは言え、多くの共通ルールの基礎が生まれつつあることは好ましい展開である¹⁰。

WTO での検討(JSI)により多国間ルールの基礎が確立されていくことが理想だが、そのためには意思決定ルールをはじめとした WTO 改革が並行的に重要である。

デジタル時代の技術進歩、ビジネスの実態に沿ったルール・枠組みが必要とされている。

WTO、FTA、複数国間合意、規制調和、国際標準の活用等の多柱的アプローチを同時に展開していく中で解決策を模索していく必要があろう¹¹。

II デジタル貿易のガバナンス

1 WTO の立法機能の遅さと狭さ

デジタル貿易ルール作りに最適な場は、本来 GATT や GATS ルールを持ち普遍的なメンバーシップのある WTO であるはずである。しかしながら、WTO の機能麻痺には深刻なものがあり、改革なしにデジタル貿易のルール作りを WTO に依拠することは、非現実的であり、また危険である。

他方で WTO の立法機能の「遅さ」と「狭さ」は、保護主義蔓延の一因であり、改革が必要である。WTO 設立以来 25 年の間にマルチ合意は貿易円滑化協定のみである¹²。

WTO の時間軸は技術進歩とイノベーションが求める時間軸と全く合致していない。

適時の立法能力を失った WTO は予想通り¹³、その司法機能への信頼も失いつつある。(マグナカルタでデジタル時代の通商を規律することは不可能である。)

また、その「狭さ」がもう一つの欠陥である。ドーハラウンドのアジェンダは基本的にマーケットアクセス中心であり、貿易と投資、貿易と競争、貿易と環境のような新しい 21 世紀のテーマは対象外に落とされた。

¹⁰ 参考 4 参照

¹¹ 中富 (2022)

¹² Nakatomi (2018)

¹³ Baldwin and Nakatomi 参照

デジタル貿易は、電子商取引のワークプログラムが 2017 年の閣僚会議で継続確認されるまで特段の議論がなかった。

一方的主義やナショナルセキュリティ理由の措置蔓延は、一方でこうした WTO の立法機能の遅さと狭さが原因となっている。

デジタル貿易のルール作りは、本稿で見るように、WTO の構造全体の見直しと一体的に包括的な検討を必要とするものであり、早急にその成果を出していくためには、WTO 改革が必要であることは明らかである¹⁴。

WTO のパネルは、既存ルールに基づき、有益ないくつかの判断を行っているが、立法的解決なしにデジタル貿易のルールを作っていくことは、その重要性・複雑性・技術性から見て非現実的であり、WTO 改革（特に立法機能の回復に向けた意思決定手続きの改革）が求められる。

2 WTO を補完する多柱的努力の必要性

WTO ではデジタル貿易ルール作りについての努力（JSI）が始まっており、MC12 を目指して 80 余か国の議論が進められている。現在目標として設定されている次期 WTO 閣僚会議までの意味ある合意形成を期待したい。

しかしながら、現状では、詳細後述するが、比較的対立の少ない 8 分野について統一テキストがまとめられているに留まる。多岐にわたる問題処理の困難性、WTO における意思決定の困難性を考えると、進展には時間がかかると予想される。しかも、インドや南アは、JSI における交渉には参加すらしていない。

WTO における新しい案件に関する意思決定には長期を要する可能性が高いこと¹⁵、デジタル貿易のルール作りの遅延はビジネスにとっても政府にとっても耐えがたいこと（統ルールなしに、部分的・国別の解決が大国やプラットフォーマー中心にバラバラに形成され、ルールのスパゲッティボウルが現出することが予想される）を考慮すると、デジタル貿易のルール作りを WTO での検討のみに委ねることは現実的とは言えないだろう。

デジタル貿易のルール作りには、既存ルールや紛争解決パネルとの関係から、まずは WTO での検討が不可欠であるが、その技術的性格や先進性、多面性は WTO のみならず様々な場での同時検討を要請することとなる。

¹⁴ Nakatomi (2018)

¹⁵ 基本的に、WTO での意思決定はコンセンサスで行われる。複数国間の合意（ANNEX4 協定の策定）を実現する際にも WTO 加盟国のコンセンサスが必要となる。

また、その経済的影響を考えると、あらゆる政策的選択肢を包括的に検討し利用することが求められており、多柱的検討と努力が不可欠である。

まずは、各国はデジタル経済のメリットを実現するために、自主的に取り得る選択肢を検討することから始めるべきであろう。

デジタル経済とデジタル貿易のもたらすメリットを理解した上で、良き先例¹⁶に倣いつつ、サービス自由化や追加約束を進める、自由化と規制のバランスをとる等の努力は独自に進めることが出来る。

例えば、データの越境移動の自由化、サーバー設置義務づけの廃止、ソースコードやアルゴリズムの開示義務付け等の撤廃は、国際合意を前提としなくても実施可能である。

3 ASEAN 電子商取引合意と ATISA 展開の必要性

ASEAN に例をとれば、ASEAN 電子商取引合意の具体化と実施、ATISA (ASEAN Trade in Services Agreement) の深掘りと具体化もこれに当たるであろう。

21 年 12 月発効の ASEAN 電子商取引合意は、宣言的内容が多いとは言え、データローカライゼーション、個人情報保護、電子認証・電子署名、消費者保護、ペーパーレastreディング等包括的な合意内容となっており¹⁷、その実行と深化を期待したい。

ATISA の構築には、ASEAN としての共同の方向性と意思決定を要することとなる。自由なデータの越境移動、サーバーローカライゼーションの禁止、ソースコードやアルゴリズムの開示義務付けの禁止等の水平的合意と同時に、サービス約束の改善と自由化も同時に行われることが、デジタル貿易の実施にとり必要である。

そもそも特定のサービス活動の自由(MA、NT)が保障されていない場合には、デジタルなサービス提供も同じ制約に縛られることとなる。デジタル貿易のルール作りとサービス自由化とは同時に行われる必要があり、その意味で ATISA の進展は、ASEAN におけるデジタル貿易の限界を規定することになる。

この意味で、ASEAN 電子商取引合意が、ATISA の重要性に言及していることは先にも見たように重要な意義を持つ。

¹⁶ FTA における先例、プライバシーの扱いに関する 2 国間（米 EU 等）、地域的枠組み（APEC 等）における議論等が参考になる。

幸いに先例やその分析には事欠かない。特に FTA の先例は有益である（Wu 参照）

¹⁷ 規定項目について参考 4 参照。

III 将来のデジタル貿易ルールに向けての方向性と努力

上記は、各国の自主的努力の必要性について見てきたが、国際枠組みの中でデジタル貿易ルールの形成に向けてどのような選択肢と努力の方向性があるか、検討してみよう。

1 WTO (JSI)

WTOにおいては、JSI(Joint Statement Initiative)の一つとして、有志国による電子商取引とデジタル貿易を規律する枠組み作りの議論が開始されている。現在参加国は80を越えており、その帰趨に注目が集まっている。

JSIが重要であるのは、WTOがGATTやGATS等の唯一の包括的な貿易ルールを規律する普遍的な国際機関であること、デジタル貿易のルール作りは既存WTO協定と整合的に行われる必要があること、そしてWTOにおける公式なデジタル貿易のルール作りの枠組みが存在していないことによるものである。

WTOのデジタル貿易に関する規律や紛争の先例(例 インターネット賭博ケース(DS285))には幅広いものがあるが、95年WTO設立時には、インターネットやデジタル経済の発展は予想されておらず、また、その後GATSルールや約束は大きな変更を経ていないので、紛争処理手続きによるルールの解釈には自ずから限界があることを念頭に置く必要がある。

また、GATS合意はデジタル貿易に関する規律解釈の出発点になるが(参考1 デジタル貿易関連イシューと関連協定)、GATS合意の枠組みには、様々な制約がある。(参考2 GATSの構造的問題参照)

GATS約束の解釈に当たって利用される、技術的中立性(technological neutrality)の概念の適用には自ずから制約がある¹⁸。

WTOルールの解釈とその明確化・補足・発展の作業は同時並行的に実施の必要がある。

そもそも、1995年のWTO設立とともに導入されたGATSの枠組みは、漸進的自由化と追加約束による補完を前提として設計されており、双方が停滞する可能性を十分に考慮して設計されていない。

JSIは、日本、豪州、シンガポールが共同議長国となり、80数カ国の参加を得て交渉が続けられている。交渉テキストは公表されていないが、2021年12月の共同議長国

¹⁸ 日 EUFTA にはデジタル貿易における技術的中立性の重要性を確認する条文(8.70)がある。

の声明によれば、既存のWTO協定及び枠組みを基礎とする高い水準かつ商業的に意義ある成果に向けて交渉が行われており、越境データ流通、データローカライゼーション、ソースコード等の分野についても条文提案を統合しており、2022年初めからこれらの分野の交渉を強化するとされている。また、交渉の現状でテキスト案が固まっているのは8分野とのことである¹⁹。今後のJSIにおける交渉の進展を強く期待したい。

しかしながら、越境データ流通の自由、データローカライゼーション、ソースコード等の項目については、各国の法制や実務が大きく異なっており、G20の議論や多くのFTA交渉の中で明らかなように、産業界の要請と政府の立ち位置の違い、政府の行政的見地からの様々な規制の存在から調整は極めて時間がかかり、また難しいことが予想される。

その中で、「高い水準かつ商業的に意義ある成果」実現と交渉の早期決着とは必ずしも両立しないことを予想せざるを得ない。また、仮に参加国間で合意が成立した場合に、どのような形でWTOルールとして実現するのかという問題も検討が必要となる²⁰。デジタル貿易は、技術進歩とともに急速な発展を遂げており、ドーハラウンドが悪しき前例となったようにJSI及びWTOにおけるデジタルルール構築の漂流は、許容されるものではない。

この交渉が仮に失敗すれば、主要国のWTO離れを更に加速化する危険性を内包しており、日本を含め共通ルールの実現を目指した協調と努力とが求められている。コンセンサスを原則とするWTOの意思決定システムの中で、デジタル貿易のルールを合意していくことは極めて困難であり、意思決定システムの変革を含むWTO改革の進展とJSIの成否とはおそらく密接に関連してくるであろう。デジタル貿易のルール作りとWTO改革とは並行して進めていく課題である。

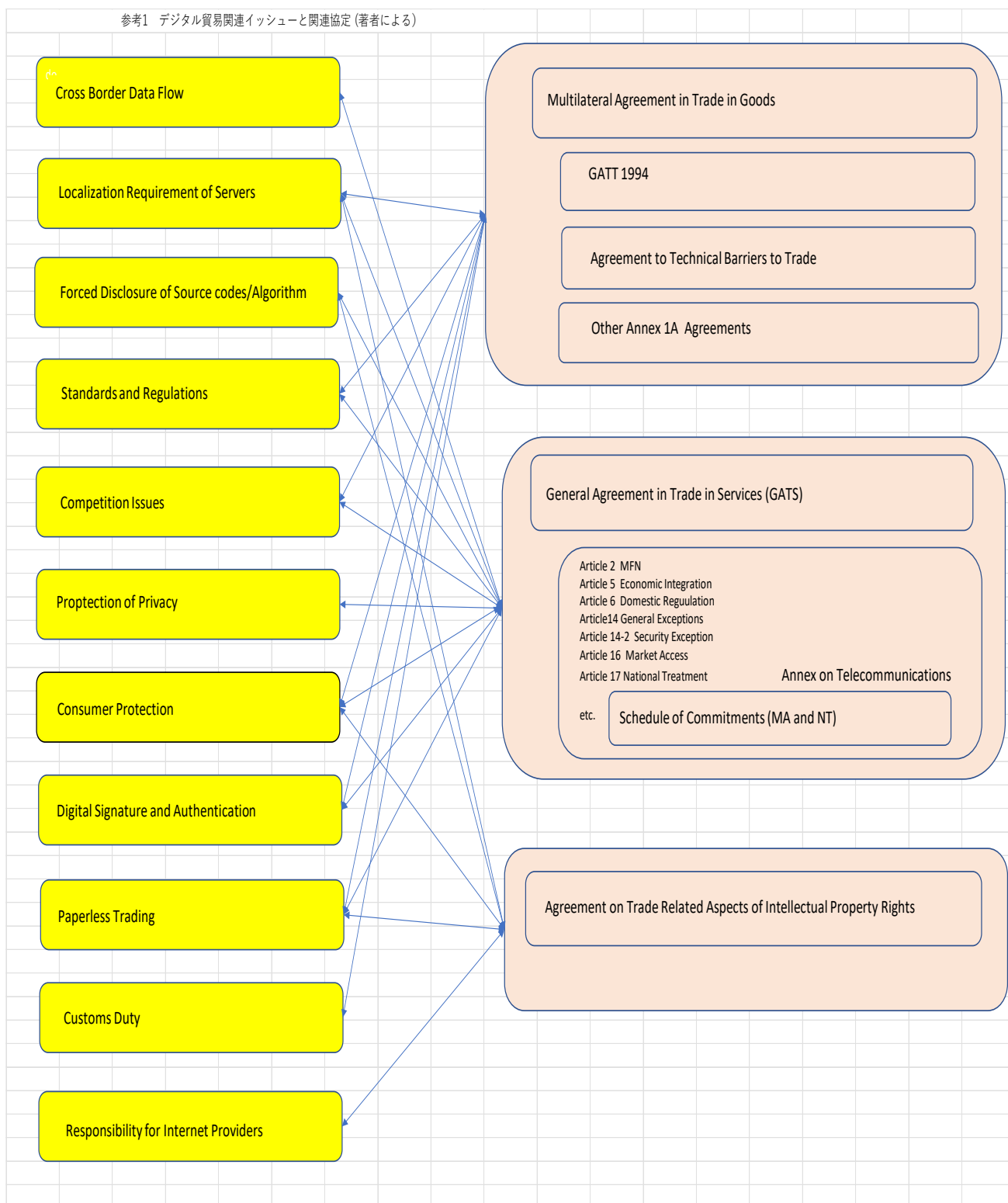
特に複数国間合意をコンセンサスを経ずにWTOルールとする手法についての検討は急務である²¹。

¹⁹8分野は、オンラインの消費者保護、電子署名及び電子認証、要求されていない商業上の電子メッセージ、政府の公開されたデータ、電子契約、ペーパーレス貿易、開かれたインターネット・アクセス、透明性である。WTO Joint Statement Initiative on E-commerce Statement by Ministers of Australia, Japan and Singapore（2021年12月14日）参照。（参考4参照。表に記載の7項目に透明性を加えた8分野についてのテキストが成立している。）

²⁰ 複数国間合意がWTO合意に取り込まれたITAのケースでは、クリティカルマスを構成する国の合意のメリットをWTO加盟国全体に均てんする形が取られているが、今回の合意が同じ条件を充たすか等検討が必要となる。

²¹ Nakatomi（2019）、Hoekman, B., Winters, L.A., and Ayele, Y.（2021）参照。

JSI の先行きは不透明ではあるが、デジタル貿易のルールは、いずれ WTO ルールに統合されるべきであり(さもなければルールの分断と既存ルールとの不整合が避けられない)、WTO における努力を怠ってはならず、JSIの進展を強く期待したい。



(注)上記は、主要なデジタル貿易の規律を必要とする 이슈と WTO 協定 (GATT、GATS、TRIPS)との関係を示したもの(筆者による)であるが、多くの 이슈ーが複数の WTO 協定と関連していることがわかる。

従って、これら規律の深掘りと具体化に当たっては、既存協定の精査と見直しが避け
て通れないであろう。GATS に例を取れば、参考 2 に示す GATS の限界と関係する

各論点を解決していかないとデジタル時代のサービス規律の深化は困難と考えられる²²。

参考 2 GATS とサービス約束の限界と問題点

1. Insufficient commitments.
2. Positive list
3. Obsolete classification
4. MFN exemption
5. Lack of clarity on general exceptions (Article 14) and security exceptions (Article 14-2)
6. Lack of adaptation to technological changes
7. Stalemate in progressive liberalization and additional commitments
8. Undeveloped rules on domestic regulations

(著者による。詳細は Nakatomi(2019)参照)

2 ペースメーカーとしての FTA と地域的な努力の方向性

WTO の低迷の中で、FTA はデジタル貿易ルール作りの機動力であり、またペースメーカーである。

CPTPP (TPP11)、日米デジタル合意、日 EUFTA、DEPA、DEA、日 EUFTA、RCEP、ASEAN 電子商取引協定等の先行事例は、デジタル貿易ルールを補完した規律するものとして発展し、大きな役割を果たしてきた(参考 3 デジタル貿易ルール発展の年表、参考 4 最近の FTA におけるデジタル規律参照)。

アジアでの先例としては、CPTPP の先進性と意義が重要であるが、2021 年 12 月に発効した ASEAN 電子商取引合意も、ASEAN 全体としての規律の方向と意思とを示すものであり、重要な意義を有する。内容の不透明性、技術的詳細の欠如が問題であるが、今後の発展に期待を抱かせる合意である。

²² 昨年 12 月に、JSI で、サービスの国内規制についての合意が成立したことは、デジタル規律の整備に当たっても、重要な成果である。Declaration on the conclusion of negotiations on services domestic regulation, WT/L/1129 (2 December 2021)参照。

DEPA は、初めてのデジタル分野に特化した合意であり²³、形式的な先進性と先例価値ある合意である。法的性格については更なる精査が必要であるが、明示的差別適用条項がないので伝統的 FTA とは法的性格を異にすると考えられる。DEA は豪星間で更なる発展を遂げている。

FTA のデジタル貿易関連規定の分析は重要であり²⁴、既に TPP11 をはじめとして FTA の先例は、デジタル貿易のルール作りにおいて、先例価値を持つと同時に、good practices の基礎として重要な参考を提示している。

今後も、新しい FTA の締結交渉や既存 FTA の改定交渉において、デジタル貿易に関する規定は更なる発展を示すことが期待される。また、各 FTA 間での規律の調和が図られていくことが必要である²⁵。

その過程で、将来の WTO ルールの基礎となる合意が生まれてくることを期待したい。以下に、最近の FTA におけるデジタル貿易ルールの進展について概観する。

2-1 最近の FTA 等におけるデジタル貿易関連規定

参考 4 は、最近の FTA 等におけるデジタル貿易関連規定についての分析である。規律のレベルに応じて、○△×で規定について分類しており(規定の無い FTA は空欄)、協定毎の達成レベルを概観するために筆者が分類したもので、あくまで主観的分析であるが、個別規定の詳細な評価に当たり参考としてほしい。○は高レベルの規定、△×はより低レベルの規定である。

主要項目について FTA 等でのルール作りの現状の概略は以下のとおりである。

(関税不賦課)

CPTPP、日米デジタル協定、日英 EPA、日 EU EPA、DEPA、DEA、EU 星 FTA、EU 越 FTA は関税不賦課を義務づけている(○と分類)。

RCEP は、関税不賦課の慣行維持を条件付きで義務づけている。(△と分類。)(また電子商取引章は DS の対象外。)

(データ越境流通の自由)

CPTPP、日米デジタル協定、日英 EPA、DEPA、DEA はデータ越境流通の自由を義務づけている(例外は限定的)(○と分類)。

²³ デジタル合意のみの差別的 FTA の可能性については、Nakatomi (2019) 参照

²⁴ Wu

²⁵ WEF (2016)、Wu、Monteiro and Teh 参照

日EUEPAは規定を置かず再評価の対象としている。

RCEPは、データ流通に関し広く規制理由による制限を認める(△と分類)。また、サービス章の義務の範囲に適用を限定している(12. 3)。

EU 星 FTA は、The Parties recognize the importance of the free flow of information…等の書きぶりに留まる(△と分類)。

ASEAN 電子商取引合意も弱い書きぶり(△と分類)である。

(データローカライゼーション要求の禁止)

CPTPP、日米デジタル協定、日英EPA、DEPA、DEAは、データローカライゼーションの禁止を規定している(例外は限定的)(○と分類)。

日EUEPAは規定を置かず再評価の対象としている。

RCEP は、正当な公益目的に必要と自ら考える措置(any measure… it considers necessary to achieve a legitimate public policy) についての幅広い例外規定を置き、またカンボジア、ラオス、ミャンマーについての時限的例外規定を置いている。(△と分類)。また、サービス章の義務の範囲に適用を限定している(12. 3)。更に、安全保障上の重大な利益の保護のために必要と当該国が考える措置については、他の国が争ってはならないと明記している(12. 14)。

ASEAN 電子商取引合意は、データローカライゼーションについては、各国の法制の範囲で(subject to their respective laws and regulations)、域内設置の義務なしとすることが出来るとの非常に弱い書きぶりである。(△と分類。×に近い?)

(ソースコード開示要求禁止)

CPTPP、日米デジタル協定、日英EPA、日 EUEPA、DEAは、ソースコード開示要求の禁止を規定している(例外は限定的)(○と分類)。

最近の FTA 等におけるデジタル貿易関連規定については、以下の諸点が注目される。

① 比較的一般的な項目については、いくつかの項目、特に JSI 交渉においてキストがまとめられている項目については、共通的な認識が生まれつつある。

具体的には、電子認証・電子署名、オンライン消費者保護、政府の公開されたデータ、要求されていない商業上の電子メッセージ、ペーパーレステレーディング、電子契約、インターネットへのアクセス・使用等がこれに挙げられよう。

② CPTPP、日米、日英 EPA、DEPA、DEA 等のハイレベル規律を含む協定群

間での規律と書きぶりには相当の共通性が生まれている。

ASEAN 電子商取引合意も、規律のレベルや明確性は別として、項目的にはこれらの協定との類似性がある。

これら協定でのハイレベル規律を維持・深化させ、また調和させる作業が重要となると考えられる。その中から、将来のマルチルール(WTO ルール)の基礎が生まれてくると期待される。

③ FTA に加えて狭義の FTA に含まれないデジタル規律特化型の新型協定(DEPA、DEA、ASEAN 電子商取引合意)が最近生まれており、今後のデジタル規律の展開に影響を与える先例となる可能性がある。

P4がTPPの先駆けになったように、これらのイニシアティブをフォローした可能な場合には積極的に参加していくことは、単に地域協定に参加するのみならず、将来のマルチルール作りに参加する意味を持ちうると考えられる。

④ 一定の規律の履行を法的に義務づける場合と努力義務を課する場合とでは規律の実効性に大きな差異を生じるので、義務規定か否かを明確に区別の必要がある。条文の比較整理とともに、今後目指すべき着地点についての戦略的な検討と基本ポジションの確定が必要となると考えられる。(例えば、仮に、ハイレベルな規律が着地点にならない場合の解決策等を検討の必要がある。)

⑤ 参加国の例外を認める条項や、公益目的からの例外を認める条項、サービス章の義務の範囲に義務を限定する条項、安全保障上の観点からの例外条項等があるので、協定の文言だけで規律のレベルを一括して議論することは不可能、あるいは困難である(注 例えば RCEP における公益目的での規制例外、サービス章の義務範囲への限定規定、安全保障例外等や ASEAN 電子商取引合意における国別例外等)。規定の書きぶりと同時に、国別の規律履行の実態を詳細に確認しフォローしていくことが不可欠となる。また、WTO 協定の例外措置の解釈明確化・厳格化が併せて行われることが、デジタル貿易規律に実効性を持たせるために避けて通れない作業となる。

⑥ 全般に、これら協定の内容は現存の WTO ルールを前提として、その上に上部構造として新たな規律の枠組み概要を規定する形となっており、WTO ルール(特に関連する GATT、GATS、TRIPS 規律)の修正と深掘りには至っていない。

FTA においては、特に現行のサービス約束(WTO、FTA)の限界を踏まえて、その深掘りを同時に目指していくことが、デジタル貿易規律の発展に重要と考えられる。

参考3 デジタル貿易のルール作り（年表）

Year	Development
1995	Establishment of the WTO ; GATS (binding based on W/120), TRIPS agreement
1997	Telecommunication services agreement; Information Technology Agreement (ITA)
1998	Moratorium on Customs Duties; Work programme on e-commerce
2005	US–Australia FTA (e-commerce chapter)
2009	Japan–Switzerland FTA (e-commerce chapter. First trial by Japan)
2012	US–Korea FTA (e-commerce chapter)
2013	Initiation of TiSA negotiation
2015	ITA II (Extension of ITA product coverage)
2016	Japan–Mongolia FTA (e-commerce chapter); Various proposals in WTO on digital trade and e-commerce
2017	CPTPP (signed by 11 members)
2018	CPTPP (in force)
2019	Japan EU FTA, EU Singapore FTA, Initiation of WTO JSI on E-commerce
2020	Japan US Digital Agreement, Australia Singapore DEA, EU Vietnam FTA
2021	Japan UK FTA, DEPA (in force), ASEAN Ecommerce Agreement(in force)
2022	RCEP (in force)

Source: The Author. Nakatomi(2019) 参照

参考 4 最近の FTA におけるデジタル規律

注) 著者による整理である。数字は関連条文。

定名	CPTPP	日米デジタル	日英 EPA	日 EUEPA	RCEP	DEPA
発効日	2018.12	2020.1	2021.1	2019.2	2022.1	2021.1
関税不賦課	○14.3	○7	○8.72	○8.72	△12.11	○3.2
データ越境流通の自由	○14.11	○11	○8.84	再評価	△12.15, 12.3	○4.3
データローカライゼーション要求の禁止	○14.13	○12	○8.85	再評価	△12.14, 12.3	○4.4
ソースコード開示要求禁止	○14.17	○17	○8.73	○8.73		
アルゴリズム開示要求禁止		○17	○8.73			
デジタルプロダクツ無差別原則	○14.4	○8				△3.3
個人情報保護	○14.8	○15	○8.80		○12.8	○4.2
サイバーセキュリティ・AI ガバナンス	○14.16	○19(サイバ -)			○12.13	○ 5.1,8.2
電子認証・電子署名	○14.6	○10	○8.77	○8.77	○12.6	
オンライン消費者保護	○14.7	○14	○8.79		○12.7	○6.3
政府の公開されたデータ		○20	○8.82			
要求されていない商業上の電子メッセージ	○14.14	○16	○8.81		○12.9	○6.2
ペーパーレストレーディング	○14.9				○12.5	○2.2
電子支払						○2.7
電子契約			○8.76			○2.5
インターネットへのアクセス・使用	○14.10		○8.78			○6.4
標準化協力						
国内規制整備・国内枠組み	○14.5	○9	○8.74			
競争政策						○8.4
協力	○14.15		○8.83		○12.4	
デジタル包摂性						○11
中小企業						○10
ロジスティクス						○2.4
紛争手続き	△14.18				×12.17	○14

協定名	豪星 DEA	EU 星 FTA	EU 越 FTA	ASEAN 電商合意	(参考) WTO JSI
発効日	2020.12	2019.11	2020.8	2021.12	
関税不賦課	○5	○8.58	○8.51		
データ越境流通の自由	○23	△8.57		△7-4	
データローカライゼーション要求の禁止	○24			△7-6	
ソースコード開示要求禁止	○28				
アルゴリズム開示要求禁止	○28				
デジタルプロダクツ無差別原則	○6				
個人情報保護	○17			△7-5	
サイバーセキュリティ・AI ガバナンス	△ 31,34,18			△7-8	
電子認証・電子署名	○9	○8.60		△7-2	条文案あり○
オンライン消費者保護	○15			△7-3	条文案あり○
政府の公開されたデータ	○27				条文案あり○
要求されていない商業上の電子メッセージ	○19				条文案あり○
ペーパーレストレディング	○12			△7-1	条文案あり○
電子支払	○11			△7-9	
電子契約					条文案あり○
インターネットへのアクセス・使用	○20				条文案あり○
標準化協力	○30				
国内規制整備・国内枠組み				△12	
競争政策	○16				
協力	○33	○8.61	○8.52	△6	
デジタル包摂性					
中小企業	○36				
ロジスティクス				△10	
紛争手続き	○21			△15	

3 複数国間の努力(plurilateral efforts)

WTO や FTA における努力に加えて、規制協力の実績を基礎とする有志国による複数国間の努力も併せて進めることが可能でありまた進める必要がある²⁶。JSI における検討の進展をまず見据える必要があるが、進展が遅い場合には、別の枠組みで複数国間での合意を目指すアプローチを閉ざすべきではない。

既に特に先進国により特定の分野では複数国間の努力が進められてきている(例 プライバシーの扱い)。

TiSA のケースのように、デジタル貿易合意を複数国間合意で進める試みは存在している²⁷。

TiSA は、サービス横断的なルール作りと自由化の試みであり、米 EU を中心として検討が行われていたが、その中でデジタル貿易のルール作りについても議論が行われてきた。TiSA の法構成については、最終合意に至らなかったため、確定したものではないが、FTA として構成する方針で調整が進んでいた。

内外差別を原則とするこうした試みを WTO におけるコンセンサスを得ずに WTO 整合的に行うためには、MRA の形を取るか(GATT7 条)、FTA の形を取るか(GATT24 条、GATS5 条)等が必要となると考えられる。

差別的内容を持つデジタル貿易ルールを複数国間で FTA の形を取って進めることは可能であると考えられるが、その成立条件を更に検討していく必要がある²⁸。

DEPA や DEA、ASEAN 電子商取引合意は、複数国間におけるデジタル貿易に特化した合意であり、その法的性格を明確にする必要があるが、現状では内容的に国別の差別取り扱いを前提としない合意内容と見られる。

4 規制協力

同時に、深い規制協力(バイまたは複数国間)が異なる規制制度の違いを明確化し調和させていく上での出発点となる。例としては、EU のプライバシー法制(GDPR)と域外国との法制との調和・ブリッジング作業が挙げられる。

EU 法制との同等性を維持するために、米は Privacy Shield を考案し(EU 裁判所における否定的判断により再検討中)、日本等は同等性認定の過程を経ている。

デジタル貿易に関しては、まず、プライバシーが議論されてきたが、同様に、競争ルールや消費者保護等についても、国内ルールとの調和が問題となり、規制協力のプ

²⁶ Nakatomi (2013) , Bertelsmann Stiftung

²⁷ Nakatomi (2015)。TiSA の法形式についての分析も参照されたい。

²⁸ Nakatomi (2019)

ロセスが重要となる²⁹。

こうした対話は主として先進国間で緒に就いたばかりであるが、「信頼」を基礎としたデータ流通を確保しようとする、必然的に今後対話の関係国は益々増え、また分野も広がっていくことが予想される。その過程で共通の解決方法が固まっていくことが期待されるが、規制協力による「信頼」醸成は異なった制度間でも進めていくことが必要となる。

知的財産の分野での ACTA(模倣品海賊版防止条約)は主要先進国間での制度調和(ハーモナイゼーション)の試みであった³⁰が、デジタル貿易の分野では、下記に分析するように制度調和とともに米 EU のプライバシー法制間のように、異なる制度を繋ぐブリッジング(Privacy Shield はその試み)の性格を持つ場合もあろう。

いずれにしても、制度の透明性確保と相互理解の増進が作業の前提となる。

5 ソフトローアプローチと国際標準

デジタル貿易は技術進歩とイノベーションの成果であり、適用されるべきルールは技術発展とビジネスの実態を反映したものでなければならず、急速な技術とビジネスの変化を反映できるよう十分に柔軟であることが要求される。

この点から考えても、WTO がデジタル貿易ルールの詳細を全て規定しようとすることは不適當である。

GATS が既にそうであるように、膨大な時間をかけた交渉成果は、協定の発効とともに陳腐化と硬直化の道を歩み始める。

適切な国際機関や枠組みとの連携は、急速な変化とイノベーションを前提とするデジタル貿易においては、不可欠の考慮事項となる。

既に TBT 協定に規律されているように、関連する国際標準(ISO,IEC,UNECE,IEEE 等)は、デジタル貿易ルールの構築の基礎となり得るし、またそうすることが不可欠である³¹。

デジタル化の時代においては、その多面的・多層的構造に留意し、様々な主体・構成要素の間の継続可能な(sustainable)相互接続(interoperability)を実現していくことが必要である³²。

²⁹ OECD (2016, 2018)

³⁰ Nakatomi (2013)

³¹ 日 EUFTA は、ISO, IEC 等の標準が国際標準に当たると明記し、国際標準を基礎としない国内規制については、その理由についての反証が必要としている。これにより、日 EU 間ではこれらの国際標準の持つ重要性が一段と高まったと見るべきである。

³² インダストリー4.0 は、2030 年に向けた目標として、自律性 (autonomy) とともに、

既に、デジタル化の時代における枠組み作りと相互接続の実現に向けて、産業界・学術関係者の全面的参加を得つつ、関連する国際標準化機関で専門的・多面的活動が活発に行われている。国際標準作りは、関連国の共同作業であると同時に競争の場でもある。国際標準への対応の遅れは、産業の競争力に直接影響するので、産業界も政府もよく連携して取り組むことが必要である。

デジタル分野の標準は、分野横断的であり、単なる製品の規格を遙に超えるシステム標準の性格を持つものも多い(一例として、参考5のアセット管理シェルの事例参照。デジタル化の時代におけるルール作りの技術性と包括性、多面性を如実に示している。今後国際標準に具体化して行く事例である。)

また、最近ではセキュリティーやプライバシーの標準等の国際標準など社会インフラや国の制度に関連する標準も数多く整備されるようになっており、戦略的かつ包括的な対応が必要である³³。

sustainability と interoperability を 3 本の柱として掲げている。

³³ 国際標準作りへの参加の重要性と同時に、国際標準化機関のガバナンスや意思決定過程についても、真剣にフォローし改善に取り組むことが必要である。例えば、ISO や IEC は参加国が 1 票を持ち、投票により標準作りが行われる枠組みであり、参加国の多い欧州に有利なバイアスがあると指摘されている。

参考 5 インダストリー4.0 が想定するアセット管理シェルの構造

(出典 ロボット革命・IoT イニシアティブ協議会)

インダストリー4.0 の推進組織 Plattform Industrie 4.0 は、2014 年 4 月、インダストリー4.0 のための参照アーキテクチャモデル「Reference Architecture Model Industry 4.0 (RAMI4.0)」を発表した。

RAMI4.0 は、インダストリー 4.0 の全ての参加者・関係者が共通の見方、共通の理解を深め、標準化に向けて邁進するための共通 のフレームワークであるインダストリー4.0 の最も重要な側面を 3 次元の図にまとめている。

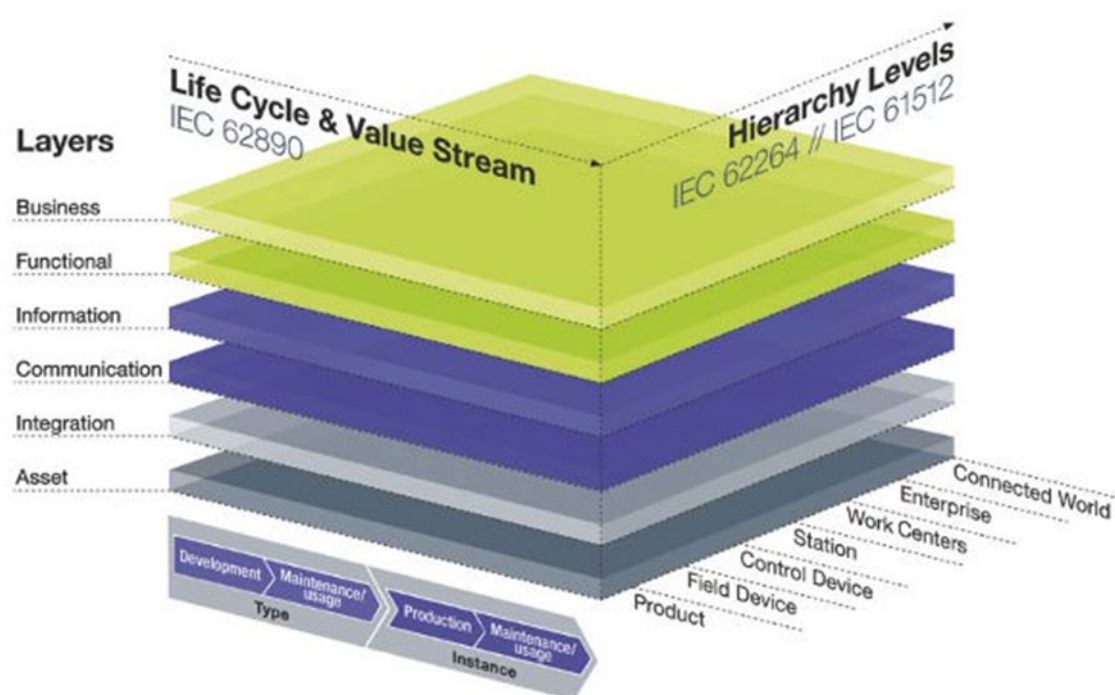


Abbildung 15: Referenzarchitekturmodell / Reference Architecture Model Industrie 4.0 (RAMI 4.0)

関連する国際標準化機関との連携はそれ故に、デジタル貿易ルール構築の重要な構成要素となる³⁴。

国際標準の活用は貿易ルールが、技術変化やイノベーションにより陳腐化し不適切になるのを防ぐ重要な役割を果たすことが期待される³⁵。

WTO の硬直的で時間のかかる意思決定システムを経ることなく、イノベーションの成果を取り入れる調整システムを当初から念頭に置いて作業を進める必要がある。新しい技術分野においては、「時間軸」と「変化への迅速な対応」の要素は致命的な重要性を持つ。

WTO でも、GATT では、関税分類と関税率とを調和する枠組みは、WCO における関税分類による定期的な物品税率見直しの枠組みを導入することにより機能している。ITA1 では、技術変化による対象品目の範囲の変更を、対象品目の定義に(関税番号でなく)言葉による定義を導入することにより部分的な解決策を見出している。

GATS においては、対象となるサービス分類を W/120 で規定し技術変化に中立的な枠組みを想定しているが、25 年間見直しが行われておらずまた各国の約束の進展も実現しておらず、デジタル化の進展と分類、ルールの実態との間に大きな乖離を生んでいる。これは、致命的な失敗事例である。

GATS 合意のようなハードローの合意のみを前提とせず、何らかの積み上げ型のソフトローアプローチを導入することは、デジタル貿易ルール導入が成功するための不可欠な考慮要素である。

WTO の TBT 協定は既にその構造を持っており、協定が国内規律の基本条件を規定し、国内規律は国際標準を基礎とすべきことが規定されている³⁶。

国際標準は適切な場で設定され、定期的に技術進歩を反映して改訂されることが前提として予定される構造である。

上記の構造と考え方は、OECD でも議論が開始されたガバナンスイノベーションと密接に関連している³⁷。

³⁴ WEF (2020)

³⁵ DEA が国際標準の重要性と協力の必要性につき規律していることが注目される。(DEA30)

³⁶ 昨年 12 月に、J S I の一つとしてサービスの国内規制について合意が成立したが同合意は国際標準の活用に触れており、喜ばしい。
サービス分野の国際標準が各国で活用される基礎となることが期待される。

³⁷ OECD (2020)、「GOVERNANCE INNOVATION: Society5.0 の実現に向けた法とアーキテクチャのり・デザイン」報告書参照。同報告書は、ルールベースの法規制からゴールベースの法規制重要性と、規制のアーキテクチャの重要性を強調している。

国際機関における適時適切な国際標準の整備、国際機関間の適切なワークスケジュールの連携、関連する作業の進展状況の把握が重要な要素となる所以である。

6 ハーモナイゼーションと bridging mechanism 作りの努力

上記に見てきたように、深い規制協力はデジタル規律を確立していく上での、基本的な牽引力となる。

プライバシー分野における対話と協力は、異なった制度間での共通解模索の先駆例として大変に参考となる。

プライバシーについての、EU の GDPR 法制の要求をクリアするメカニズムには、相手国によって異なったアプローチがとられている(WEF(2019、2020))。

法制の「調和」(ハーモナイゼーション)が、国際ルールとしての明確性実現、グローバルな解の追求という観点からはおそらく望ましいが、現実には極めて困難な課題であり、法制のハーモナイゼーションを前提とせず、同等性を実現する米国の Privacy Shield(及びその後継解の模索)のようなブリッジングメカニズムを交渉せざるを得ないケースも今後出てくると予想される。

今後、異質な制度間での「信頼」と共通解を確保する作業が始まると予想される。また、制度間の共通解模索は、プライバシーにとどまらず、消費者保護、刑事手続き、競争ルール等多岐にわたることが予想される。

デジタル貿易ルールについての検討はまだ緒に就いたばかりであり、多分野・多国間での調整が今後進んでいくことが予想され、また必要となるであろう。

主要文献

The ASEAN Secretariat.2010. Master Plan on Asean Connectivity

The ASEAN Secretariat.2015. Asean Economic Community Blueprint 2025

The ASEAN Secretariat.2016. Master Plan on Asean Connectivity 2025

Baldwin, R. 2011. ‘Trade And Industrialisation After Globalisation’ s 2nd Unbundling: How Building And Joining A Supply Chain Are Different and Why It Matters’ , NBER Working Paper No.17716, Cambridge MA: NBER.

Baldwin, R. and M. Nakatomi. 2015. “A World without the WTO: What’ s at Stake?” CEPR Policy Insight No. 84, 29 July. London: Centre for Economic Policy Research.

Bertelsmann Stiftung. 2018. Revitalizing Multilateral Governance at the World Trade Organization: Report of the High-Level Board of Experts on the Future of Global Trade Governance.

https://www.wto.org/english/news_e/news18_e/bertelsmann_rpt_e.pdf.

Hoekman, B., Winters, L.A., and Ayele, Y. (2021) Delivering Plurilateral Trade Agreements within the World Trade Organization, report for the UK Department of International Trade.

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1041625/dit-research-delivering-plurilateral-trade-agreements-within-world-trade-organization-wto.pdf

Kelsey, J. 2017. The Risks for ASEAN of New Mega-Agreements that Promote the Wrong Model of e-Commerce. ERIA Discussion Paper Series ERIA-DP-2017-10

Kimura, F. 2018. ‘Unbundlings’ and Development Strategies in ASEAN: Old Issues and New Challenges, ERIA Discussion Paper Series, ERIA-DP-2017-14

Monteiro J. and Teh, R. 2017. Provisions on electronic commerce in regional trade agreements, WTO Staff Working Paper, No. ERSD-2017-11

Nakatomi, M. 2013. “Plurilateral Agreements: A Viable Alternative to the World Trade Organization?” ADBI Working Paper Series No. 439, October. Tokyo: Asian Development Bank Institute.

Nakatomi, M. 2015. ‘Sectoral and plurilateral approaches in services negotiations: Before and after TISA’, *ECIPE Policy Brief* No. 02/2015, Brussels: European Centre for International Political Economy.

Nakatomi, M. 2018. “The G20’s Potential Role in Fighting against Protectionism and Advancing WTO Reforms,” in *How the G20 Can Help Sustainably Reshape the Global Trade System*, ICTSD

Nakatomi, M. 2019. “Cross-Border Digital Trade and E-Commerce Governance and Necessary Actions Ahead.” In *Developing the Digital Economy in ASEAN*, edited by L. Chen and F. Kimura. London: Routledge.

OECD. 2016. *Consumer Protection in E-Commerce: OECD Recommendation*, OECD

OECD. 2018. *Toolkit for Protecting Digital Consumers: A Resource for G20 Policymakers*, OECD

OECD. 2020. *OECD Global Conference on Governance Innovation: Towards Agile Regulatory Frameworks in the Fourth Industrial Revolution*

<https://www.oecd.org/innovation/oecd-global-conference-on-governance-innovation.htm>

T20 Policy Brief. 2019. *The Digital Economy for Economic Development: Free Flow of Data and Supporting Policies*, By Lurong Chen, Wallace Cheng, Dan Ciuriak, Fukunari Kimura, Junji Nakagawa, Richard Pomfret, Gabriela Rigoni, and Johannes Schwarzer
<https://t20japan.org/policy-brief-digital-economy-economic-development/>

WEF.2019. Exploring International Data Flow Governance Platform for Shaping the Future of Trade and Global Economic Interdependence

http://www3.weforum.org/docs/WEF_Trade_Policy_Data_Flows_Report.pdf

WEF.2020. DFFT: Paths Towards Free & Trusted Data Flows

<https://www.weforum.org/whitepapers/data-free-flow-with-trust-dfft-paths-towards-free-and-trusted-data-flows>

Wu, M. 2017. Digital Trade-Related Provisions in Regional Trade Agreements: Existing Models and Lessons for the Multilateral Trade System. RTA Exchange. Geneva: International Centre for Trade and Sustainable Development (ICTSD) and the Inter-American Development Bank.

<http://e15initiative.org/wp-content/uploads/2015/09/RTA-Exchange-Digital-Trade-Mark-Wu-Final-2.pdf>

経済産業省 2020. 「GOVERNANCE INNOVATION: Society5.0 の実現に向けた法とアーキテクチャのリ・デザイン」報告書

中富道隆 2022. 我が国の FTA 交渉の発展ーメキシコ・フィリピン・スイスとの交渉を振り返り、未来を展望する（上智大学季報）（近刊）